

保護者様

大津市教育委員会事務局 学校給食課  
電話 077-528-2636(直通)

## 学校給食費の納入について(通知)

保護者の皆様が納めていただく学校給食費は、「食材費」となって、市が負担する調理や配送のための人件費や燃料費と合わせて、子どもたちの健やかな成長に欠くことのできない学校給食をつくるもとになっています。より質の高い給食を提供するため、厳正な徴収管理に、ご理解とご協力をお願いします。

つきましては、本年度の学校給食費の金額、納付方法等に関しては、下記のとおりとなります。

## 1. 学校給食費の金額及び計算方法について

毎月の学校給食費は、「**日額(1食あたりの単価)×その月の給食日数**」が基本です。

小学校:日額 240円 [\*アレルギー等により日額(1食あたりの単価)は、異なります。]

中学校:日額 290円 [詳細は、裏面をご覧ください。]

各月に全て実施された場合の金額は下記のとおりです。ただし、各学校の行事等(校外学習や運動会等)により変更となります。給食実施日数に応じて、1ヶ月分を翌月に請求させていただきます。ただし、2月分と3月分は3月に合計額を請求させていただきます。

## 2. 学校給食費の納付方法について

納付方法は、原則として口座振替としております。

口座振替日は、給食実施月の**翌月28日**(28日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)です。なお、毎月分の学校給食費について個別に通知はいたしませんので、下記の表を参考にして、振替ができるよう事前に口座の残高確認をお願いします。

万一、口座振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、期限までに納付書に記載の金融機関等の窓口で直接納付してください。

## 3. 口座振替取扱い金融機関等は次のとおりです。

滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、近畿労働金庫、レーク滋賀農業協同組合、ゆうちょ銀行

## 令和7年度(2025年度) 学校給食費(予定額と納期限)

実施月	小学校(予定回数、金額)		中学校(予定回数、金額)		納期限(口座振替日)
4月分	13回	3,120円	13回	3,770円	5月28日
5月分	20回	4,800円	18回	5,220円	6月30日
6月分	21回	5,040円	21回	6,090円	7月28日
7月分	12回	2,880円	12回	3,480円	8月28日
9月分	18回	4,320円	18回	5,220円	10月28日
10月分	22回	5,280円	21回	6,090円	11月28日
11月分	18回	4,320円	18回	5,220円	12月29日
12月分	15回	3,600円	15回	4,350円	1月28日
1月分	15回	3,600円	15回	4,350円	3月2日
2月分	18回	4,320円	18回	5,220円	} 3月30日
3月分	12回	2,880円	11回	3,190円	
年間予定額	全184回	44,160円	全180回	52,200円	

※小学5年生がフローティングスクールで飲用された牛乳代については、学校給食費として徴収します。(上記の予定回数及び金額には含んでいません。)

※上記の回数及び金額は令和7年4月時点の予定です。学校行事等により変更になる可能性があります。

## 学校給食費 Q&A

Q 口座振替の手続きができていない場合は？

A 早急に行ってください。口座振替が開始されるまでの間は、大津市から納付書を送りますので、納付期限内に取扱い金融機関、支所等でお支払いください。(コンビニ払い、クレジットカード払いは不可)

Q 残高不足等で口座振替ができなかった場合は？

A 口座振替日の翌月の中旬に大津市から納付書を送りますので、納付期限内に取扱い金融機関、支所等でお支払いください。(コンビニ払い、クレジットカード払いは不可)表面で年間予定額と口座振替日を記載していますので、振替ができるよう事前に口座の残高確認をお願いします。

Q 口座振替の手続きをしているが、それはいつまで有効？

A 小学校6年間と中学校3年間の最大9年間ご利用いただけます。また、大津市立の小中学校へ転校された場合もそのままお使いいただけます。なお、振替口座を変更する場合は、学校給食課または在籍している学校へご連絡いただければ口座振替依頼書をお渡します。

Q 保護者の姓が変わったので振替口座の名義を変更したが、再度、手続きは必要？

A 口座振替をしている金融機関で再度、新名義を記入した口座振替依頼書を提出してください。

Q 食物アレルギーのある児童・生徒の学校給食費の取り扱い？

A アレルギーの原因や症状、主治医の指示等の情報を、学校と十分な連携をとっていただき、保護者様の申し出により、学校給食費の調整を行います。例えば、牛乳アレルギーの児童の場合、1日単価(小学校240円)から牛乳代(60円)を除いた金額(180円)にその月の給食日数を乗じた額をお支払いいただくことになります。

※各単価は下記単価表のとおりです。

Q 病気や怪我等で学校を休んだ場合、インフルエンザや暴風警報等で学校が休校した場合による学校給食費の取扱いは？

A いずれの場合も既に給食用食材の発注が済んでいることから、その日の学校給食費をいただくことになります。なお、入院等により事前に欠席することが分かっている場合は、その日の土日祝を含まない7日前の正午までに学校へ給食がいらぬ旨のご連絡をいただければ、学校給食費は請求いたしません。

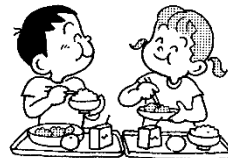
※高校入試日に喫食しない場合の連絡方法は、学校の指示に従ってください。

Q 学校給食費を支払わなかった場合は？

A お支払いが遅れた日数に応じて遅延損害金が発生する場合があります。また、納付期限までにお支払いいただけない場合は法的手段を行う場合があります(お支払いが困難な場合は、必ず学校給食課にご相談ください。)

Q 学校給食費のほかに手数料は必要？

A 手数料は必要ありません。学校給食費のみの金額で結構です。



Q 就学援助費の申請をしている場合、学校給食費の支払いは？

A ① 2025年4月から認定を受けた場合

4月分～5月分の学校給食費は、一旦保護者様へ請求いたします。(ただし、前年度の3月までに就学援助費の早期認定を受けた保護者様はこの限りではありません。)4月分から就学援助費の認定を受けられた場合は、納付された4月分～5月分の学校給食費を後日(10月ごろ予定)、保護者様に還付いたします。なお、6月分以降の学校給食費については、保護者様への請求はいたしません。

② 年度途中で認定を受けられた場合

学校給食課で就学援助費の認定を把握した段階で、それ以降の保護者様への請求はいたしません。また、それまでに認定を受けられた月分の学校給食費を納付していただいた場合は、保護者様に還付いたします。

※ 還付額は、認定期間以前に未納額があった場合は、未納額を差し引いた金額となります。

※ 還付する口座は、原則、給食費を引落した口座になります。

※ 就学援助費の認定が年度途中で取消された場合は、その翌日分から保護者様へ納付書を送付するか口座からの引落しを開始します。

※令和7年度単価表(税込)

種類	主食代	飲料代	副食代
小学校	ご飯 58 円、パン 65 円、麺 60 円	牛乳 60 円、飲むヨーグルト 56 円	240 円 —(主食代 + 飲料代)
中学校	ご飯 68 円、パン 74 円、麺 64 円	牛乳 60 円、飲むヨーグルト 56 円	290 円 —(主食代 + 飲料代)